

平成17年5月17日
厚生労働省化学物質安全対策室
経済産業省化学物質安全室
環境省化学物質審査室

少量新規化学物質の申出について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第3条第1項第5号に基づく少量新規化学物質の申出につきましては、以下の点等に十分注意して申出してください。

1. 申出をしようとする新規化学物質については、製造又は輸入の実績及び今後の計画等により確度の高い案件に絞り、極力必要性の少ない物質を排除するよう留意し、また、申出数量については、前年の製造又は輸入の実績数量を十分考慮し、計画のない化学物質の申出、あるいは計画している数量以上の申出は厳に慎んでください。

なお、試験研究用途又は試薬として製造・輸入される新規化学物質については、化審法第3条第1項第2号又は第3号により当該申出は必要とされていないので、不必要な申出は行わないようにしてください。

2. 同一事業者から複数回に分けて年間製造・輸入量が合計1トンを超えて申出される場合があります。1トンを超えての申出は出来ませんので、そのような申出がなされないよう申出を行う新規化学物質の数量把握を確実に行ってください。
3. 申出書持参による申出は、混雑時にはお待たせすることがあります。電子申出（オンライン申出）については、一度申出者コードの付与を受ければ、事前に予約等は必要ありませんので、可能な限り電子申出（オンライン申出）で申出されるようにしてください。

なお、電子申出のうちダイアルアップネットワークを経由した申出については、平成16年第4回の受付（平成16年12月1日～10日）を持ちまして運用を停止いたしました。また、インターネットを経由して申出を行う際に使用する少量新規申出システムについてはバージョンアップが行われており、経済産業省のHPよりダウンロードできるようになっております。さらに、5月16日にITEM2000がバージョンアップされています。第2回の受付（平成17年6月1日～10日）までに必ず両システムの最新バージョンをダウンロードしてください。システムが更新されない場合、電子申出を行えなくなります。

4. 平成7年度～平成15年度に申出が行われた少量新規化学物質については、受付事務の効率化の観点から、平成7年12月、平成9年～平成16年の2月に経済産業省（通商産業省）から、「少量新規化学物質電算処理コード」に関しチェックを行ったものの送付をしております。引き続き同じ物質の申出を持参により行う場合には、提出書類に加え、返送されたチェック済み申出書を持参してください。

また、申出にあたって提出書類の不備があった場合には確認が行われませんので、以下の点等に十分注意してください。

- 1．申出書記載の「新規化学物質の名称」と「新規化学物質の構造式又は示性式」が一致しない場合が多数ありますので、必ず一致していることを確認してください。
- 2．申出書記載の「新規化学物質の名称」と確認通知書別紙記載の「少量新規化学物質の名称」が一致しない場合が多数あります。例えば、「メチル」が「エチル」になっていたり、「-」（ハイフン）が「ー」（カタカナ長音）に、「,」（コンマ）が「、」（読点）に、「・」（中点）が「.」（ピリオド）になっている場合があります。必ず読み合わせ等を行い、確実に申出書記載名称と別紙記載名称が一致していることを確認してください。
- 3．その他、各省のホームページ等で公開されております「少量新規化学物質の申出手続について」中の注意事項をよくお読みいただいた上で、申出を行ってください。